

5. 大学（組織）としての利益相反

(1) 具体的場面

大学（組織）としての利益相反は、大学がエクイティ（株式等）を保有する場合や組織有特許のライセンス活動の場面等で生じうる。現在の国立大学では、制度上の制約からほとんど問題となりえないが、私立大学ではすでに学校法人がTLOやベンチャーに出資することや、法人有特許の専用実施権をベンチャー企業に付与する事例がみられることに加え、法人化後は国立大学についても同様の活動が可能となる余地があり、大学（組織）としての利益相反が生じうる状況にあると言える。

(2) 対応の方向性

大学の従来からの基本的な使命である教育と学術研究に対して、産学官連携や技術移転等、いわゆる「第三のミッション」たる社会貢献に伴う負の影響が及ばないよう、リスク管理が重要であり、今後必要に応じて各大学で具体的なマネジメント・システムについて検討することが必要である。

なお、諸外国では、大学や国が出資して有限責任の会社（株式会社等）を設立し、産学官連携や技術移転に係わるエクイティの保有等はこの会社が行うことで、教育・研究に直接の影響が及ばないようにする、あるいは、産学官連携の推進を図るための研究組織を他の教育・学術研究を主とする組織と明確に分離する（例えばキャンパス配置等）といった方策をとっている例が見られる。

6. 大学の取組の促進

再三述べてきたように、利益相反への対応は大学のインテグリティを左右する問題であり、産学官連携を組織的に推進しようとする大学は利益相反を自らの課題として、真摯に取り組むことが重要である。我が国における利益相反に関する議論がまだ緒に付いたばかりであるということを踏まえれば、まず各大学において、本報告書に示された考え方を参考にしながら、学内で利益相反に関するセミナーを開催する等、利益相反に関する教職員の意識と理解を向上させることが求められる。同時に、学内関係者のみならず、連携の相手方である産業界やTLOの関係者も交えて議論を行うことも重要である。

さらに、すでに利益相反についてある程度議論が進められている大学にあっては、本報告書の基本的な考え方を踏まえた上で、必要な利益相反ポリシーの作成やマネジメント・システムのあり方、管理のルール等について、具体的な検討や事例集の作成等を始めることも可能であろう。特に知的財産本部が整備される大学等では、諸外国の取組に知見を有する外部人材を活用する等、知的財産活用や産学官連携に関する戦略的取組の一環として利益相反についても積極的に議論を行うとともに、これらの研究の成果や経験（や「良い実践」・「良い手本」(good practices)）を他の大学と共有することを通じて、その他の大学の取組を促進することが期待される。

国立大学協会においても、法人化後の兼業や勤務時間、倫理に関するガイドラインを作成するに当たっては利益相反との関連にも十分注意を払うとともに、他の大学関係団体とも連携しつつ、利益相反への取組に関する大学相互の情報交換やガイドライン作成等に積極的な役割を果たすことが期待される。

また、米国や英国では、公的資金の適正な使用の確保という観点から、政府資金提供機関が大学への資金提供に際してルール化を条件としたり、ガイドラインを作成するなどして各大学の取組を促している。我が国においても、大学に公的資金を提供する機関（各府省、日本学術振興会、科学技術振興事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等）が資金を提供する際に、利益相反に関する対応を適格性の要件の一つとして判断要素とすること等を通じ、各大学に取組を促すことが考えられる。

大学のみならず、独立行政法人研究機関・特殊法人等においても、各法人の特色に応じて、本報告書の内容を参考としつつ、利益相反のマネジメントに取り組むことが期待される。

<別添>利益相反が発生しやすい具体的場面

(1) 大学発ベンチャー関連

※ 大学発ベンチャーを大学が支援する場合は特に利益相反が生じやすいので、詳細な検討が必要。

① 狭義の利益相反

【参考事例】

A教授は自己の研究成果の事業化を図るため、ベンチャー企業B社を設立。A教授は発行済み株式総数の3割を保有し、かつ研究開発担当の取締役就任した。A教授は自己の個人有特許についてB社と実施契約を締結しており、A教授はB社の売り上げに応じ実施料収入を得ることになっている。

- i) B社はA教授の技術を製品化するに当たり関連技術の開発が必要となったため、開発担当役員であるA教授の提案により、A教授の研究室と数度にわたり共同研究を実施。これらの共同研究の成果もあり、B社は製品開発に成功、売り上げを順調に伸ばし、これによりA教授は個人的に実施料収入と取締役としての成功報酬を得た。
- ii) その後B社はこれを主力製品として株式公開に成功、A教授は保有していた株式を売却し多額のキャピタルゲインを取得した。

【検討の視点】

- ・ A教授は、B社との間で、未公開株式、役員報酬及び特許の実施料収入に関し、金銭的利益を有している。
- ・ A教授は、B社との共同研究によって個人的な金銭的利益を得る関係にあるが、共同研究は大学教員としての立場で行うものであり、研究テーマの選定や成果の扱い等は大学の使命・責務に沿ったものでなければならない。

【留意点】

- ・ 一般的に大学発ベンチャーと教員との個人的関係は密接であり、教員がさまざまな私的利益を得ることが当然に想定される。具体的には以下のとおり。
 - * 教員が取締役や技術顧問として兼業
(個人的利益：兼業報酬、成功報酬等)
 - * 教員やその家族が出資
(個人的利益：配当益、株式公開によるキャピタルゲイン等)
 - * 教員の研究成果(これまでは多くが個人有特許)がベンチャーの事業の中心である
(個人的利益：個人有特許の場合は実施料収入等)

- また、教員の責任の観点からは、以下のような場面で顕著な問題となる。
 - * 大学とベンチャー企業との共同研究
 - * 当該教員の指導のもとにある学生が当該ベンチャー企業に派遣される
 - * ベンチャー企業から研究員が派遣される（受託研究員）
 - * ベンチャー企業の製品（試料等）を教員の研究室が購入する
 - * ベンチャー企業が公的な審査や評価を必要とする際の、審査委員に当該教員が就任している
- さらに、ベンチャー企業は一般に、初期の厳しい経営状況（いわゆる「死の谷」）を乗り越えて極大成長するという特性を有しており、創業当初から役職員には早期の株式公開を目指すことが当然に求められる。従って、ベンチャー企業で役員や技術顧問として兼業する教員は、最大限の努力を払い株式公開に貢献することをベンチャー企業に対する責務として負っているとともに、その結果として私的利益を当然に伴うこととなる。
- 従って、大学において大学発ベンチャーへの教員の関与を認める場合には、利益相反が生じやすいことを十分に認識し、本文で述べるようなマネジメント・システムを併せて整備することが必要である。

② 責務相反

【参考事例】

A教授は自己の研究成果を活用して、集積回路の設計・開発等を業務とするベンチャーB社を設立、経営を担当する適当な人材が見つからなかったため、大学の許可を得て自ら代表取締役役に就任した。A教授は通常は大学での勤務時間外にB社の業務に従事していたが、開発した製品に欠陥があることが判明し取引先のメーカーとトラブルになったため、その対応に追われ、たびたび大学での講義を休講にしたり、会議を欠席したりした。

【検討の視点】

- ・ A教授がベンチャーの役員を兼業するためには、各大学の定めたルールに従わなければならない。
- ・ A教授は、大学との労働契約等により、大学での講義や会議に出席する義務を負っている。
- ・ 同時にA教授はB社の取締役として、B社との委任契約（商法第254条第3項）に基づき、善管注意義務（民法第644条）及び忠実義務（商法第254条の3）等をB社に対し負っており、トラブルの際にはB社のために忠実に職務を遂行する義務を負っている。
- ・ なお、これらの義務は特定の事務処理を目的とする義務であって一定時間の勤務により果たされる性質のものではない（労働契約による時間を定めた労働義務（週40時間勤務等）と異なる）。従って、大学の勤務時間内であっても、善管注意義務や忠実義務が求められる可能性もある。

【留意点】

- ・ 兼業活動については大学の勤務時間外においてのみ認めることとすることで、本務遂行への支障はある程度回避できる。
- ・ しかし、①で述べたように、ベンチャー企業の役員は最大限の努力を払って早期の株式公開を目指す責務を負っており、教員とベンチャー企業との関係において大学の職務が優先されるとは限らないことを認識しておく必要がある。
- ・ このような事情にかんがみれば、大学が取締役への就任を兼業として認める場合には、勤務時間外の兼業を条件に認めた場合であっても責務相反の可能性が解消されないことを前提に、大学での勤務が損なわれる場合には大学を休職にする等の条件付けを明確にした兼業に係るルールを策定する必要がある。

(2) 特許・技術移転

【参考事例】

X大学のA教授は大学での研究に関連した発明を行ったため、発明委員会に届出を行い大学は権利を承継して特許化した。X大学では、組織有の特許は知的財産本部が効果的な活用と大学への適切な利益還元という観点からライセンス先の企業やライセンス条件を決定することとなっている。

当該特許は知的財産本部の決定によりB社に対して独占実施権が設定されたが、B社は以前A教授の個人特許のライセンスを受けており、A教授はB社から高額の実施料収入を得ていた。

(利益相反となりうる場合の例)

- i) A教授が学内 TLO におけるライセンスの責任者であった場合
- ii) TLO の依頼によりA教授がライセンス先としてB社を推薦した場合

【検討の視点】

- ・ A教授は、B社から個人的に高額の実施料収入という金銭的利益を得ている。
- ・ 他方、A教授は、知的財産本部のライセンス担当者として、研究成果の効果的な活用と大学への適切な利益還元という大学のポリシーに従って、適切なライセンス先とライセンス条件を決定する責任を負っている。

【留意点】

- ・ 独占的实施権を設定する場合において、相手先企業の特定期間や契約条件について教職員が何らかの（実質上の）権限を有している場合であり、相手先企業から教職員が個人的利益を得る場合には、利益相反が生じる。具体的には以下のような場合が挙げられる。
 - * 発明者の教職員が知的財産本部や TLO に所属している場合
 - * TLO のライセンス活動に発明者の教員が指示をする場合
- ・ 他方において、特許のライセンス活動に当たっては実施料等支払い条件だけでなく実施者の技術的能力も重要な判断材料である、という事情から、特に発明者たる教員の意向をまったく考慮しないということは事実上困難である。
- ・ 従って、大学の知財担当部署や TLO の内部において、発明者の個人的利益に左右されず客観的な検討が十分行われていることが重要となる。例えば、TLO の判断が大学のポリシーのもとで必要なプロセスを踏んだ適正なものであり、将来仮に外部から説明を求められた際に説明可能であるかどうか、がマネジメントのポイントとなる。

(3) 学生関連

【参考事例】

工学研究科の大学院生Aは、課程の修了を来年に控えていたが、指導教官Bの指導により修士論文作成のためC会社との共同研究に参加することになった（大学と雇用関係にはない）。なお、B教授はC社に継続的に技術コンサルティングを行っており、また、発行済み株式の3分の1を保有している。C社との共同研究の過程で画期的な技術に関する研究成果が生まれたため、C社は特許出願とノウハウ保持のため、共同研究に参加したB教授のほか院生Aとも守秘義務契約をかわし、共同研究の事実、共同研究の目的、メンバー、研究成果の内容等について、出願公開までは第三者に開示しないことを約した。院生Aは、まもなく民間企業への就職活動を開始したが、C社と同業他社との面接の際、研究の内容を問われ、守秘義務契約のために満足な回答ができなかった。

【検討の視点】

- ・ B教授はC社との関係では、兼業報酬、株式保有といった金銭的利益を有している。
- ・ B教授は大学との関係では、学術研究の推進という大学の使命に従って共同研究を行うとともに、院生Aの教育に対する責任を負っている。
- ・ 院生AはB教授の指示のもと共同研究に参加したが、そのために就職活動に支障が生じた。

【留意点】

- ・ 学生を産学官連携活動に関与させる場合には、教育指導の観点とともに、学生の教育を受ける権利の保障、学生が選択できる自由の確保、といった観点も併せて考慮する必要がある。
 - ・ 学生を産学官連携活動に関与させることについては、利益相反の可能性もあるが、メリットも大きいため、マネジメントの在り方を工夫する必要がある。
 - ・ 具体的に問題となりうる場面には以下のものが考えられる。
 - * 教員や大学の関連企業との共同研究に学生が参加する場合
 - * 教員や大学の関連企業にアルバイトとして学生が採用される場合
 - * 教員や大学の関連企業に学生が就職する場合
 - * 教員や大学の関連企業の起業活動に学生が参加する場合
- (なお、関連企業とは、出資や役員就任等の密接な関係がある企業を指す。)